

広島市告示第524号  
令和7年11月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ヤマオコーポレーション	チャオ薬局居宅介護支援事業所	広島市東区光町二丁目4番8号	令和7年11月30日	居宅介護支援
医療法人みかんの会	居宅介護支援事業所あおいくま	広島市安芸区矢野西一丁目31番8号	令和7年11月30日	居宅介護支援